

製造・加工事業者 創出促進事業補助金

個人の消費者向けに販売する製品の製造・加工を行う事業者（これから新たに製造・加工を始める事業者（6次産業化など）も対象です。）に対し、製造工程で必要となる設備の取得等を補助します。詳細は市ホームページをご確認ください。

🌀 補助対象者

以下の要件を全て満たす中小企業・個人事業主（営利目的で事業を営む者に限る）

- 有形の原材料を加工その他の工程を経ることにより相当程度の付加価値を与え、有形の加工品（個人の消費者向けに販売するものに限る）を製造し、かつ、その一連の工程を全て市内で行うこと（※これから新たに取り組まれる方も対象です。）
- 申請日時時点で3年以上の事業実績（製造・加工業以外でも可）があること
- 設備を導入することにより、人員削減を行わずに労働生産性が向上すること
- 建築面積が1,000㎡以上の建物を取得する場合は、常用雇用者を新たに1名以上雇用すること

🌀 補助対象設備等

一連の製造工程に必要な機械装置および建物であって、固定資産税の課税対象となるもの

※建物のみでの申請は不可。

※実績報告の提出期日までに支払いを完了させてください。

※1補助対象設備等当たりの取得額等が160万円未満のものは補助対象設備等としない。

🌀 補助金額

対象設備	補助率	上限額
機械装置	1/2以内	2,000万円
建物	2/3以内	2,000万円

補助金額
(千円未満切捨て)

=

補助対象設備の
取得額または賃借料

×

補助率

🌸 活用例

【6次産業化】

栽培した農作物を加工し、独自の製品を製造。

【生産性向上】

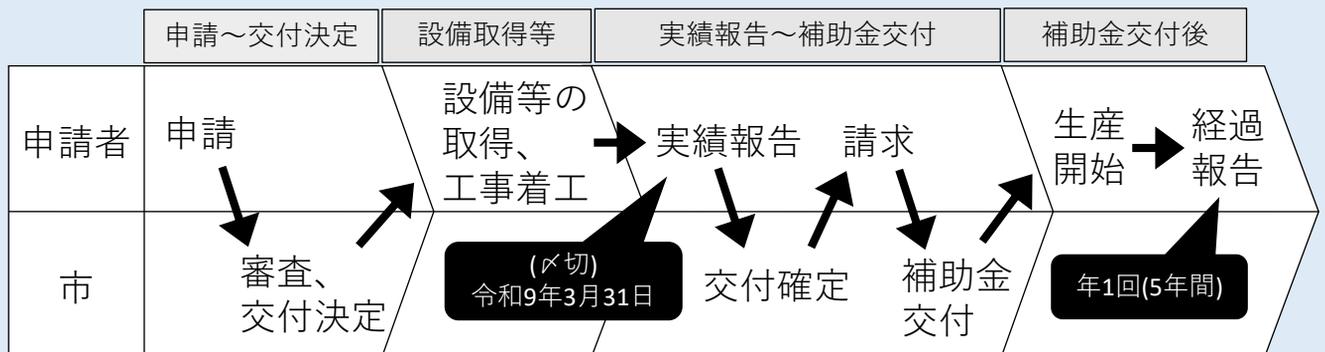
最新式の設備を導入することにより、消費エネルギーを削減。

【生産拠点拡大】

新たに近江八幡市に加工場を設置。

※申請日時時点で市内に事業所が存在しなくても可。

🌸 申請以降の流れ



(注意事項)

- ・補助対象設備等は、実績報告の提出期日までに取得等を行い、費用の支払いを完了してください。
※実績報告の提出期日までに取得できなかった設備や完成しなかった建物、また、取得や完成はしたものの費用の支払いが完了しなかった設備等は、補助対象外となります。
- ・補助金の交付決定を受けてから1年以内に製品の生産を開始してください。
※上図では補助金の交付後に生産を開始していますが、それ以前に開始していただいても結構です。
- ・補助金交付後は、事業の進捗確認のため、1年に1回、5年間に渡り、経過報告を行っていただきます。
※必要に応じて現地確認を行うことがありますので、これにご協力ください。

🌸 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～ 令和8年5月29日（金）

< 担当窓口 >

近江八幡市 産業経済部 商工振興課
〒523-8501 近江八幡市桜宮町236番地
TEL：0748-36-5517 FAX：0748-32-3919
E-Mail：011008@city.omihachiman.lg.jp

市ホームページ



この事業は、ふるさと納税寄付金を活用しています

